

契 約 書

件 名 外国人留学生等を対象とした業務体験ツアー

契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円を含む)

契 約 保 証 金 免除

履 行 期 限 令和6年12月20日

上記業務について、支出負担行為担当官 四国運輸局長 河野 順 を発注者とし、 を受注者として、下記のとおり請負契約を締結する。

(総則)

第1条 業務内容及び業務に係る諸条件は、仕様書のとおりとする。

2 発注者は、受注者の業務履行について、自己に代わって監督または指示する監督職員を選任することができる。

(日程表)

第2条 受注者は、仕様書に従って業務の実施に関する作業日程を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出するものとする。

(実施報告書の作成)

第3条 受注者は、実施報告書を第1条に定める仕様書に従って作成するものとする。

(書類等の保管)

第4条 受注者は、業務の経過及び請負費の使途について、これらを証明するに足りる必要な書類、その他の資料を保管しておくものとする。

(処理報告書等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を受注者に報告させ、又は自らその状況を調査することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。但し、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託等変更の事前承諾義務)

第8条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(履行遅滞の場合における遅滞利息)

第9条 受注者は、その責に帰すべき理由により契約期間内に業務を完了できないときは、提出期限の翌日より起算して提出のあった日まで、契約金額に対して年3.0%の割合の遅滞料を発注者に対し支払わなければならない。

(業務内容の変更)

第10条 発注者の都合により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、履行期限又は契約金額を変更するときは、発注者と受注者は協議のうえ書面によりこれを決定するものとする。

2 前項により受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。損害賠償額は発注者及び受注者協議のうえ決定するものとする。

る。

(損害が生じたときの経費の負担)

第11条 実施報告書の引き渡し前に、発注者の責に帰さない事由により実施報告書作成に関して損害を生じたときは、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された実施報告書が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、実施報告書の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 実施報告書の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき。又は、これらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申し出があったとき。
- (2) この契約の実施報告書を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の実施報告書の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 実施報告書の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認めら

れるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第15条 前条により契約が解除されたときは、受注者は違約金として契約金額の10%相当額を発注者に支払わなければならない。

但し、前条第1号の場合において受注者の責に帰さない事由によるときは、この限りでない。

（予備検査）

第16条 受注者は、実施報告書原案の作成を完了したときには、あらかじめ発注者の検査を受けなければならない。

（検査及び引渡）

第17条 受注者は、本契約による実施報告書の作成が完了したときには、発注者に完了届を提出するものとする。

2 発注者は、受注者から前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内にその内容検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規程は、前項の補正完了及び再検査の場合に準用する。

(請負代価の支払)

第18条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、請負代価支払いについて、発注者に対して請求するものとする。

2 発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその代価を支払うものとする。

(支払遅滞利息)

第19条 受注者は、発注者が前条の支払期限までに発注者の責に帰する事由により支払わない場合は、支払期限経過の翌日より起算して支払う日までの日数に応じて年2.5%の割合で遅延利息を発注者に対して請求することができる。

但し、天災事故等やむを得ざる事由による場合は、この限りでない。

2 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満である場合はその全額を、又はその額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(遅滞利息等の未払いの場合の措置)

第20条 受注者が、この契約に基づく遅滞利息、違約金又は賠償金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は契約金額の中からその金額を控除し、なお不足を生じるときはさらに追徴するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消

された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の実施報告書に契約不適合があるとき。
- (3) 第13条又は第14条の規定により、実施報告書の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第13条又は第14条の規定により、実施報告書の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 実施報告書の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（機密の保持）

第23条 受注者は、この契約に基づく業務の内容及びこの契約の遂行上知り得た発注者の機密事項を発注者の承認を得ないで他に洩らし、又は他の目的に利用してはならない。

（契約外の事項）

第24条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者及び受注者は協議のうえ解決するものとする。

上記契約を証するため本証書2通を作成し、各自記名押印のうえ各1通を保有す

る。

令和 年 月 日

発注者 香川県高松市サンポート3番33号
支出負担行為担当官
四国運輸局長 河野 順

受注者